

作成日： 2019年4月1日
改訂日： 2020年10月15日

製品安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名	: ウイルオフ 二酸化塩素発生剤 1.5 g、10 g 共通
会社名	: 大木製薬株式会社
住所	: 東京都千代田区神田鍛冶町3-3
担当部門	: 信頼性保証部
電話番号	: 03-3256-5051
FAX 番号	: 03-3256-0463
推奨用途及び使用上の制限	: 家庭用除菌剤

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的有害性

火薬類	: 区分外
支燃性／酸化性ガス	: 区分外
可燃性固体	: 区分外
自己反応性化学品	: 分類対象外
自己発火性固体	: 区分外
自己発熱性化学品	: 区分外
自己可燃性化学品	: 区分外
水反応可燃性化学品	: 区分外
酸化性固体	: 区分外
有機過酸化物	: 分類対象外
金属腐食性物質	: 分類できない

健康に対する有害性

急性毒性（経口）	: 区分 5
急性毒性（経皮）	: 区分 5
急性毒性（吸入：ガス）	: 分類できない。
急性毒性（吸入：蒸気）	: 分類できない。
急性毒性（粉塵及びミスト）	: 分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	: 区分 3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	: 区分 2B (亜塩素酸ナトリウム)
呼吸器感作性	: 分類できない。
皮膚感作性	: 分類できない。
生殖細胞変異原性	: 分類できない。
発がん性	: 区分外
生殖毒性	: 区分外
特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	: 区分 2(呼吸器・血液)
特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	: 区分 2(呼吸器・血液)

環境に対する有害性

- 水生環境急性有害性 : 区分3（実測データより）
水生環境慢性有害性 : 分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

- : 危険
: 飲み込むと有害（亜塩素酸ナトリウム）。
皮膚に接触すると有害（亜塩素酸ナトリウム）。
大量に吸入すると生命に危険（二酸化塩素ガス）。
皮膚刺激性あり（亜塩素酸ナトリウム）。
眼に入ると刺激性あり（亜塩素酸ナトリウム）。
大量に吸入すると呼吸器に障害の可能性あり（二酸化塩素ガス）。
呼吸器系、腎臓に障害の恐れあり（亜塩素酸ナトリウム）。
長期又は反復ばく露による心臓、呼吸器、血液に障害の恐れあり（亜塩素酸ナトリウム）。
水性生物に非常に強い毒性を示す（亜塩素酸ナトリウム）。
日光や紫外線を当てると徐々に分解し、二酸化塩素ガスを発生する。また、強酸と混合すると大量の二酸化塩素ガスを発生する。
多量の二酸化塩素ガスを吸入すると、メトヘモグロビン血症を生じ、それによる頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、尿の着色などの症状が現れる場合がある。

安全対策

- : 使用前に取扱説明書を入手する。
すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わない。
この製品を取り扱う時は、飲食又は喫煙しない。
この製品を食べたり、飲み込んだりしない。
大量に取り扱う場合は、保護メガネ、手袋、呼吸用保護具を着用し、時々作業場空気の入れ替えに留意する。
強酸性物質に接触しないよう留意する。
この製品を鼻先に置かない（発生ガスを大量に吸わない）。

救急措置

- : 火災の場合、適切な消火方法を取る。
大量に発生ガスを吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸し易い姿勢で休息させる。
眼に入った場合、水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗う。
飲み込んだ場合、直ちに口を漱ぐ。
皮膚に付着した場合、多量の水で洗う。
吸入した、眼に入った、飲み込んだ、皮膚に付着した場合において、何らかの異状が残っていると感じた場合、医師の診断、手当てを受け。

衣類にかかった場合、直ちにすべての汚染された衣類を脱ぐ、又は取り去り、薬液に触れた皮膚は流水又はシャワーにて充分洗う。
汚染された衣類、保護具等は、再使用する前に必ず洗濯する。
漏洩物は回収する。

保管	容器を密閉して冷暗所に保管する。 可燃物、禁忌物質とは離して保管する。
廃棄	内容物、容器は、都道府県知事の認可を受けた廃棄物処理業者にその処理を委託する。 自前廃棄の場合は、水洗処理を施し、残渣（天然鉱物）と水洗廃水に分け、残渣は産廃処理業者に処理依頼し、水洗廃水は、チオ硫酸ナトリウム等還元剤の分割添加*によって亜塩素酸ナトリウムを分解し、廃棄可能な pH 範囲（一般的には pH 5～9 の範囲となるよう pH 調整処理するか、又は大量の水にて希釈し放流する。

3. 組成及び成分情報

単一成分・混合物の区別	混合物			
化学名	亜塩素酸ナトリウム担持無機鉱物			
成分含有量	:			
成分名	含有量 (重量%)	化学式	化審法 番号	CAS 番号
天然ゼオライト	92 重量%以上	(Ca,K ₂ ,Na ₂) ₂ [Al ₂ Si ₅ O ₁₂] ₂ · H ₂ O	なし	—
亜塩素酸ナトリウム	5 重量%以下	NaClO ₂	1-238	7758-19-2
水	3 重量%以下	H ₂ O	なし	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合	:	被災者を新鮮な空気のある場所に移し、呼吸し易い姿勢で休息させる。 気分悪い時は、医師の診断、手当てを受ける。
眼に入った場合	:	直ちに流水で 15 分間以上洗い流す（コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す）。眼の刺激が持続するようであれば、眼科医に診断を受ける。
飲み込んだ場合	:	直ちに清水で口の中を漱ぐ。多量の水又は牛乳を飲ませる。 速やかに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	:	直ちに大量に水で洗い流す。 衣類に付着した場合、直ちに汚染された衣類を脱ぐ。 皮膚刺激が残るようであれば、医師の診断を受ける。
予想される急性症状及び 遅発性症状、最も重要な兆 候及び症	:	大量吸入時 … 咳、咽頭通 皮膚付着時 … 発赤、痛み 眼に入った時 … 発赤、痛み 経口摂取 … 腹痛、嘔吐

5. 火災時の措置

消火剤	:	大量の水
使用してはならない消火剤	:	二酸化炭素…二酸化塩素ガスの発生を促進させる可能性がある。

特有の危険有害性	：	製品自体は燃焼しないが、加熱によって二酸化塩素ガスの発生量が増える恐れがある。 消火活動は、風上から行う。
特有の消火方法	：	危険でなければ、製品容器を火災区域外へ移動する。 製品容器が熱に晒されている時は、容器移動は行わない。 容器移動不可能な場合は、容器及び周辺に注水して冷却する。
消防を行う人に対する保護:		保護具（ゴム手袋、ゴム長靴、ハロゲンガス用防毒マスク、保護メガネ等）を着用する。

6. 漏洩時の措置

人体に対する注意事項、	：	
保護具及び緊急時措置	：	内容物を大量に扱う作業者は、適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置の項参照）を着用し、眼、皮膚への接触、発生ガスの過剰吸入を避ける。
環境に対する注意事項	：	多量に漏れた場合、河川等に直接排出せず、回収する。 漏洩区域は、大量の水にて洗い流す。
回収物の処理	：	（13. 廃棄上の注意）を参照に処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い		
技術的対策	：	大量に取り扱う作業者は、適切な保護具（ゴム手袋、ゴム長靴、ハロゲンガス用防毒マスク、保護メガネ等）を着用する。
取扱上の注意事項	：	製品は、水分の吸収（吸湿）によって、二酸化塩素ガスの発生量が増大するので、大量保管する場合は、容器蓋を密閉し、冷暗所に保管する。 強酸性物質（配合禁忌物質）との混合によって、多量の二酸化塩素ガスの発生を招く場合があるので、本製品に近傍には、強酸性物質を置かないように配慮する。 本製品を飲み込まない、眼に入れない、吸引しないよう配慮する。
保管		
適切な保管条件	：	密閉し、直射日光を避けた換気の良い場所に保管する。 加熱源から離して保管する。
保管容器		大量に保管する場合は、防湿性を有する容器中に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度	：	二酸化塩素ガスに関する国内基準は設定されていないが、海外において、下記暴露基準が設定されている。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ACCGIH : TLV-TWA 0.1ppm (0.28mg/m³) … 8 時間暴露 ・TLV-STEL 0.3ppm (0.83mg/m³) … 15 分間暴露 ・OSHA : TWA 0.1ppm ・MSAH : TWA 0.1ppm
保護具		本剤を大量に取り扱う場合は、下記保護具の着用が奨められる。

呼吸器の保護	:	ハロゲンガス用簡易防毒マスクを着用する。
手の保護具	:	適切な保護手袋（ゴムあるいはビニール製）を着用する。
眼の保護具	:	保護メガネまたはゴーグルを着用する。
皮膚及び身体の保護具	:	前掛を着用する。
適切な衛生対策	:	洗眼器の設置、シャワーの設置、手洗い場を設置する。

9. 物理的及び化学的性質

外 臭	:	灰色～淡茶色の粒状個体 (0.6～1.9mm) 弱い塩素様臭
pH	:	測定不能 (10倍重量のイオン交換水による 25°C 抽出液 pH=約 10.5。)
嵩比重	:	0.65～0.75
溶解度	:	水不溶性 (但し、担持薬剤成分のみ水に溶出する。)
発火点	:	データなし
引火点	:	データなし
燃焼性	:	不燃性
燃焼又は爆発限界	:	データなし
蒸気圧	:	データなし
分解温度	:	190°C以上にて担持亜塩素酸ナトリウム成分のみ分解する。

10. 安定性及び反応性

安定性	:	常温では安定。水分、空気（炭酸ガス）熱、日光、紫外線に暴露すると徐々に分解して二酸化塩素ガスを発生する。
危険有害反応性	:	強酸性物質に接触すると大量の二酸化塩素ガスを発生する。
配合禁忌物質	:	強酸性物質
危険有害な分解生成物	:	6ppm 以上の高濃度の二酸化塩素ガス。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	:	ラット LD ₅₀ 7,000mg/kg (使用薬剤原体データに基づく計算値) 2,000 mg/kg 以上であることより、区分5とした。
急性毒性（経皮）	:	ウサギ LD ₅₀ 2144mg/kg (使用薬剤原体データに基づく計算値)。 2000mg/kg 以上であることより、区分5とした。
急性毒性（吸入：ガス）	:	常態での製剤から発生する二酸化塩素ガス発生量は、2.6ppb/m ³ .g.h 以下、よって、分類できないとした。
急性毒性（吸入：蒸気）	:	データ不足により分類できない。
急性毒性（吸入：粉じん）	:	データ不足により分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	:	ウサギ皮膚に対し軽度の刺激性あり。よって、区分3とした。
眼に対する重篤な損傷・ 刺激性	:	本製品としてのデータなし。亜塩素酸ナトリウム区分は2A・2B、亜塩素酸ナトリウム含有量が1/20以下であることより、2Bと位置づけた。
呼吸器感作性	:	データ不足により分類できない。
皮膚感作性	:	データ不足により分類できない。
生殖細胞変異原性	:	本製品としてのデータなし。本製品が含有する亜塩素酸ナトリウムは、対マウス小核試験…陽性(腹腔内投与)／陰性(経口投与)であることから区分2とした。
発がん性	:	本製品としてのデータなし。但し、本製品が含有する亜塩素酸ナトリウムは、IARC データ：グループ3（人発ガン性物質として分類できない）、EPA

	データ : グループ D:1(人発ガン性物質として証拠不十分)と定義されていることから、現時点での発がん性の危険性は少ないと判断され、区分外とした。
生殖毒性	: 本剤の主含有成分である亜塩素酸ナトリウムは、ラットでは生殖毒性の証拠はなかった【RTECS(2003),JAT(2000)】等の報告あるが、本剤としてのデータなし。よって、分類できないとした。
特定標的臓器(単回ばく露)	: 本製品としてのデータなし。但し、本製品が含有する亜塩素酸ナトリウムは、区分2（心臓、血液）であることより、区分2*とした。
特定標的臓器(反復ばく露)	: 本製品としてのデータなし。但し、本製品が含有する亜塩素酸ナトリウムは、区分2（心臓、血液）であることより、区分2*とした。*
吸引性呼吸器有害性	: データ不足により分類できない。
備考	: * : 本剤中亜塩素酸ナトリウム含有量は、データベース量の1/20量以下であり、当該項目のその有害性レベルは、上記記述レベルより低度であろうと推察される。

12.環境影響情報

生態毒性	
急性区分	: オオミジンコに対する48h/EC ₅₀ 相当値 EL ₅₀ 値=13mg/Lであることより、区分3（試験法は、OECDガイドライン202中記載法に準拠した。）。
慢性区分	: データ不足により分類できない。
残留性・分解	: 情報なし
生体蓄積	: 情報なし
土壤中の移動	: 情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄	: 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行い、危険有害性のレベルを低下させる。 廃棄に際し、都道府県知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者にその処理を委託する。 自前処理する場合は、水洗処理を施し、残渣（天然ゼオライト）と水洗排水に分け、水洗排水は、チオ硫酸ナトリウム等還元剤添加によって、亜塩素酸ナトリウムを分解し、また排液pHが廃棄可能なpH範囲（一般的にはpH5~9）となるようにpH調整処理又は大量の水による稀釀処理を施し、放流する。また、残渣は、産業廃棄物処理業者にその処理を委託する。
包装容器の廃棄	: 内容物の未残留を確認し、焼却処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制	
I MDG (国際海上危険物規制) コード	
国連番号	: 非該当
国連輸送名（品）	: 非該当
国連分類	: 非該当
容器等級	: 非該当
海洋汚染物質	: 非該当

I C A O (国際民間航空機関指針) / I A T A - D G R (国際航空運送協会危険物規制)

国連番号	:	非該当
国連輸送名（品名）	:	非該当
国連分類	:	非該当
容器等級	:	非該当

輸送状の安全対策及び条件 : 輸送に際し、直射日光を避け、容器の破損、漏れのないように積み込み、水濡れしないように注意する。
食品と一緒に輸送は避ける。

国内規制	:	非該当
陸上規制情報	:	非該当
海上規制情報	:	非該当
航空規制情報	:	非該当

15. 適用法令

労働安全衛生	:	非該当（亜塩素酸ナトリウム <25%、二酸化塩素 <1%）
消防法危険物	:	非該当（亜塩素酸ナトリウム <25%）
毒物および劇物取締	:	非劇物（亜塩素酸ナトリウム <25%）
高圧ガス取締	:	非該当
船舶安全法	:	非該当 …亜塩素酸ナトリウム／酸化性物質（危告示別表第1）、国連勧告及びその別冊 Manual of Tests and Criteria, 4 th revised edition に記載されている試験方法及び判定基準に基づく区分外試験結果より。 非該当 …二酸化塩素<1%。…未開封時実質的二酸化塩素ガス発生量なし、開封時二酸化塩素ガス発生量 2.6ppb/m ³ ・g・h 以下、本剤使用加工品製品のガス発生量は、ACCGIH/TLV-TWA 値 1000ppb を超えることはない製品に対する試験結果より、非該当とした。
航空法	:	非該当
道路法	:	非該当
P R T R 法	:	非該当

16. その他の情報

参考文献

- ・化学物質等安全データシート (MSDS) 第1部：内容及び項目の順序 (JIS Z7250:2005)
- ・安全衛生情報センター編：亜塩素酸ナトリウム MSDS (2006.5.16)
- ・化学工業日報社編 化学品安全管理データブック (1988)
- ・全使用成分に関する原料メーカーMSDS
- ・日本二酸化塩素工業会編 二酸化塩素の自主運営基準設定の為の評価について 2014.3

記載内容の取扱いについて

本MSDSは、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。
また、本MSDS中の注意事項は、通常の取扱いを対象としたものであり、製品使用者が特殊な取扱いをされ

る場合は、用途、使用法に適した安全対策実施の上、本製品をご使用ください。
また、当社は、MSDS記載内容には十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

以上